

資料 11 観測井戸の調査結果

1. 土壌汚染状況調査結果

1.1. 調査結果からみた対策実施の必要性検討

本調査及び平成 30 年度調査の結果、旧地表面を対象とした深度における調査で鉛含有量の基準超過が 1 区画（E1-8 区画）、廃棄物層直下を対象とした深度における調査で鉛含有量またはふっ素溶出量の基準超過が 3 区画（F2-3 区画、F2-5 区画、F2-6 区画）確認された。

これらの 4 区画について、基準超過が確認された物質を対象とした詳細調査を実施し、基準不適合土壌の深さを確定した。

また、地下水調査の結果、土壌 GL-4.10～-6.50m でふっ素溶出量の土壌汚染が確認された F2-3 地点において、ふっ素の地下水基準の超過（1.7mg/L）が確認された。

基準不適合土壌の深さ及び対策土量を表 1.1.1 に示す。

表 1.1.1 基準不適合土壌の深さ及び対策土量

No.	単位区画	面積	被覆厚	基準不適合土壌の深さ	対策土量	基準超過物質	地下水汚染の有無
1	E1-8	55.6 m ²	0.90 m	土壌GL -1.50 ～ -4.00 m	139.00 m ³	鉛含有量	-
				標高 19.623 ～ 17.123 m			
2	F2-3	83.2 m ²	0.20 m	土壌GL -4.10 ～ -6.50 m	199.68 m ³	鉛含有量	-
				標高 18.020 ～ 15.620 m		ふっ素溶出量	有
3	F2-5	100.0 m ²	0.20 m	土壌GL -2.30 ～ -4.00 m	170.00 m ³	ふっ素溶出量	不明 (有と仮定)
				標高 19.550 ～ 17.850 m			
4	F2-6	65.7 m ²	0.20 m	土壌GL -3.70 ～ -4.50 m	52.56 m ³	鉛含有量	-
				標高 18.150 ～ 17.350 m			

将来の土地利用は、既存施設の解体撤去後、更地に戻す計画としていることから、解体工事に併せて土壌汚染対策工事を実施する。

次項以降に土壌汚染対策法における対策までの流れ、対策の概要、留意事項等をまとめる。

1.2. 土壌汚染対策法における対策までの流れ

土壌汚染対策法の第 3 条（有害物質使用特定有害物質施設の廃止）、第 4 条（一定規模（3,000m²）以上の形質変更）及び第 5 条調査（人の健康被害に生ずるおそれがある場合）において、土壌汚染状況調査結果が汚染状態に関する基準に適合しないと認められる場合は、都道府県知事（政令市の場合は市長）によって、健康被害が生ずるおそれに関する基準に対する該当性判断^{※1}が行われる。これにより、該当すると判断される場合は「要措置区域」、該当しないと判断される場合は「形質変更時要届出区域」として指定される（図 1.2.1）。

上記の他に、土壌汚染対策法の第 14 条では、自主的な調査によって土壌汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できる。

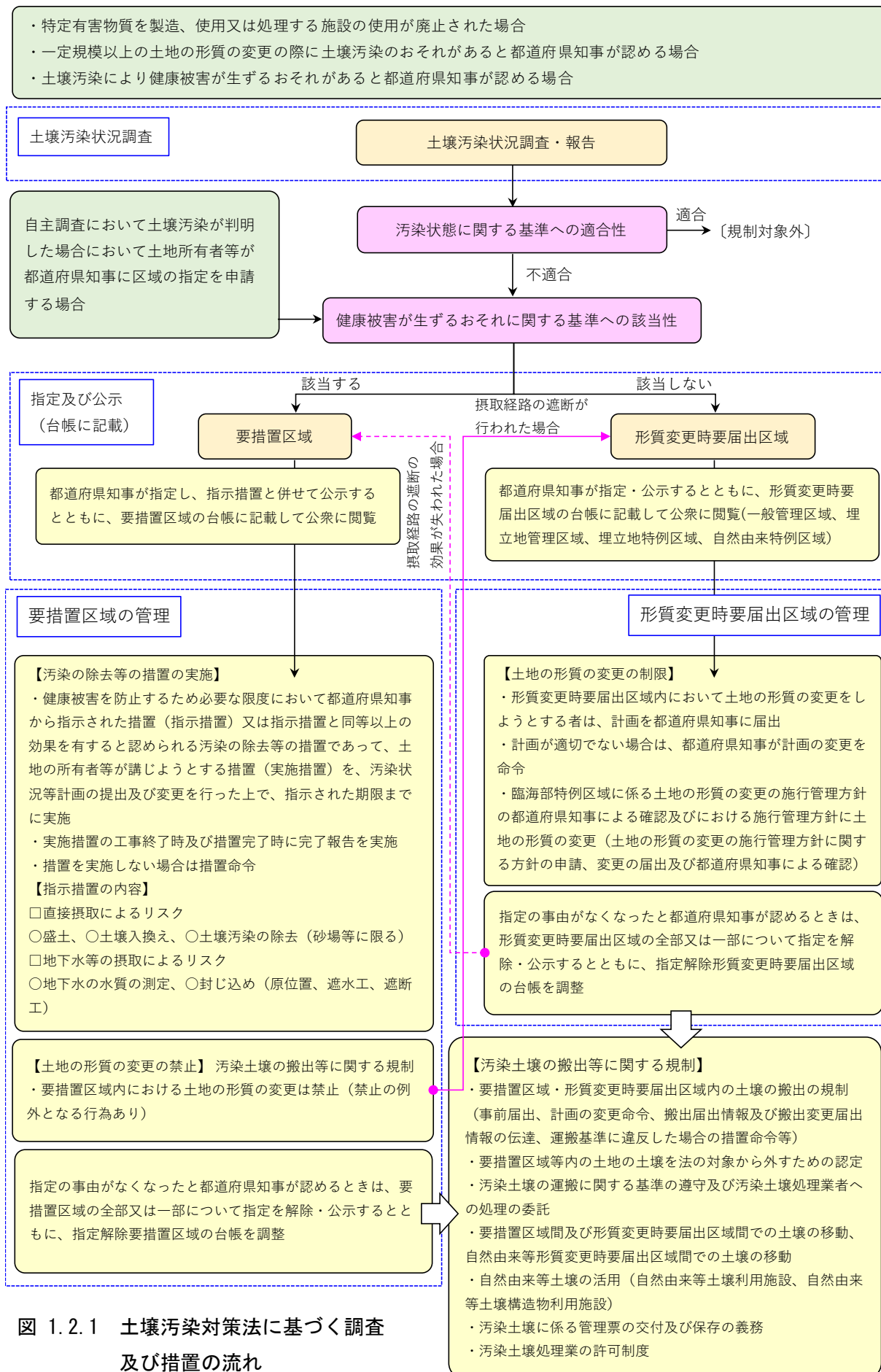


図 1.2.1 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の流れ

要措置区域に指定された場合は、都道府県知事より指示措置、または指示措置と同等以上の効果を有する措置の実施が求められる。土壌含有量基準不適合については、直接摂取の防止の観点からの措置が求められ、土地の利用状況によって措置の種類が異なる（表 1.2.1）。

なお、鉛の土壌含有量基準不適合土壌は、旧地表面又は廃棄物・埋土層直下で確認されており、人の立入りが管理されていることから、応急的な措置を講ずる必要はない。

表 1.2.1 直接摂取の防止の観点からの措置

措置の種類	通常の土地	盛土では支障がある土地 (住宅やマンション等)	特別な場合（乳幼児の砂遊び等に日常的に利用されている砂場等）	
			◎	○
舗装	○	○	○	○
立入禁止	○	○	○	○
盛土	◎	×	×	×
土壌入換え	○	◎	×	×
土壌汚染の除去	○	○	◎	◎

◎：指示措置、○：指示措置と同等以上の措置、×：選択できない措置

土壌溶出量基準不適合については、地下水経由の摂取防止の観点からの措置が求められ、地下水基準の適合の有無、第二溶出量基準の適合の有無によって措置の種類が異なる（表 1.2.2）。

F2-3 区画では、ふっ素について地下水汚染あり、第二溶出量基準適合の状況である。

表 1.2.2 地下水経由の摂取防止の観点からの措置

地下水汚染の有無	措置の種類	第二種特定有害物質	
		第二溶出量基準	
		適合	不適合
なし	地下水の水質の測定	◎	◎
あり	地下水の水質の測定	○*1	×
	原位置封じ込め	◎	◎*2
	遮水工封じ込め	◎	◎*2
	地下水汚染の拡大防止	○	○
	土壌汚染の除去	○	○
	遮断工封じ込め	○	○
	不溶化	○	×

◎：指示措置、○：指示措置と同等以上の措置、×：選択できない措置

*1：土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。

*2：第二溶出量基準（土壌溶出量基準の3倍～30倍に相当するもの）に適合させたで行うことが必要である。

■：本業務において、該当し得る措置の種類。

形質変更時要届出区域は、健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しないことから、土壌汚染の摂取経路がなく、直ちに汚染の除去等の措置を講ずる必要がない土地とみなされる。

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要がある（法第12条第1項）。また、汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する場合には、要措置区域等外へ搬出しようとする者が、汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、搬出届出書及び添付資料（書類及び図面）を都道府県知事に届け出なければならない（法第16条及び規則第61条、第62条）。

形質変更時要届出区域は、自然由来特例区域等への該当性の判断により、一般管理区域、埋立地管理区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域に区分される（表1.2.3）。

なお、対象地の場合は、形質変更時要届出区域のうち、一般管理区域となる。

これらの区域は、汚染の除去等の措置の際、帯水層及び下位帯水層へ汚染拡散を招かないための施工方法が異なる（図1.2.2、図1.2.3）。

表 1.2.3 要措置区域等における土地の形質の変更に係る施行方法の基準

区域の分類		汚染状態に関する基準	健康被害が生じるおそれの基準	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法の基準	下位帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法の基準
要措置区域		不適合	該当（おそれあり）	規則第43条第2、3号及び環境省告示第53号 施行方法：Appendix-12	環境省告示第53号第4の方法 施行方法：Appendix-12
形質変更時要届出区域	一般管理区域	不適合	非該当（おそれなし）	規則第50条第1項、省令第53条すべて及び環境省告示第53号 施行方法：Appendix-12	環境省告示第53号第4の方法 施行方法：Appendix-12
	埋立地管理区域			規則第50条第1項、規則第53条第1号、第3号及び環境省告示第54号第1の方法に従い施行することにより、規則第53条第2号の適用除外 施行方法：Appendix-13	環境省告示第54号第2の方法 施行方法：Appendix-13
	自然由来特例区域			規則第50条第1項、規則第53条第1号、第3号 (同条第2号の適用除外)	望ましくは、環境省告示第53号第4に準じる方法 施行方法：本ガイドライン5.9.3(3)2)イ
	埋立地特例区域				

【備考】

○規則第 50 条(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、
軽易な行為その他の行為)

●規則第 53 条 (土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

- 一：基準不適合土壌等の飛散、揮散又は流出の防止措置
- 二：基準不適合土壌が帯水層に接しないこと
- 三：形質変更の後も健康被害のおそれのないこと

○環境省告示第 53 号 (要措置区域内における形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準)

- 1：形質変更範囲の周囲遮水（準不透水層（厚さ 1m 以上、かつ透水係数 $1\mu\text{m}/\text{秒}$ 以下）まで遮水）
- 2：地下水位の制御（1 号の遮水範囲内が設置前の地下水位を超えない）
- 3：既存指示措置等の構造物の原状回復（原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め等）
- 4：下位帯水層までの土地の形質の変更を行う場合（すべてに該当）
 - イ：下位帯水層への拡散防止措置
 - ロ：形質変更後準不透水層の遮水性回復

○環境省告示第 54 号 (埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準)

- 1：土地の形質の変更の方法（イ又はロ）
 - イ：地下水位の管理（揚水装置設置、排水の適正排出等、周縁地下水位の確認、水位上昇時の汚染の拡大の防止措置）
 - ロ：地下水の水質の監視
（周縁地下水の有害物質濃度の定期測定、汚染拡大時の汚染の拡大の防止措置）
- 2：下位帯水層までの土地の形質の変更を行う場合（すべてに該当）
 - イ：形質変更範囲の周囲遮水
 - ロ：下位帯水層への拡散防止措置
 - ハ：形質変更後準不透水層の遮水性回復

●【地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する施行方法】

○施行方法は以下に掲げる要件を満たすこととする。

- ・第一種特定有害物質が原液状で土壌中に存在していないことを確認していること
- ・地下水位を管理して施行する方法*¹であり、かつ地下水の水質を監視して施行する方法*¹となっていること
- ・汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置が行われること

* 1：地下水位を管理して施行する方法及び地下水の水質を監視して施行する方法の内容はそれぞれ告示第 54 号第 1 号イ及びロと同じとする。

※：最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う施行の方法は現行の告示第 54 号第 2 号と同じとする。

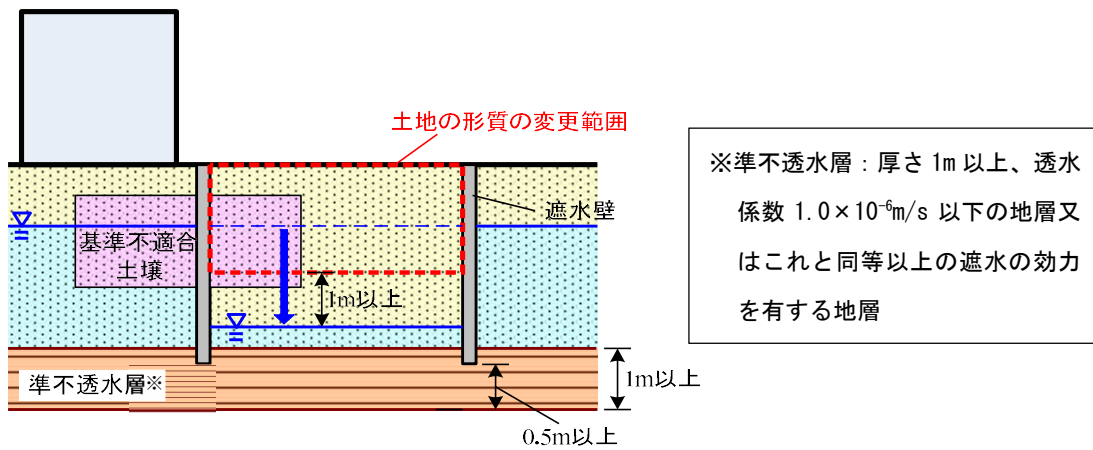
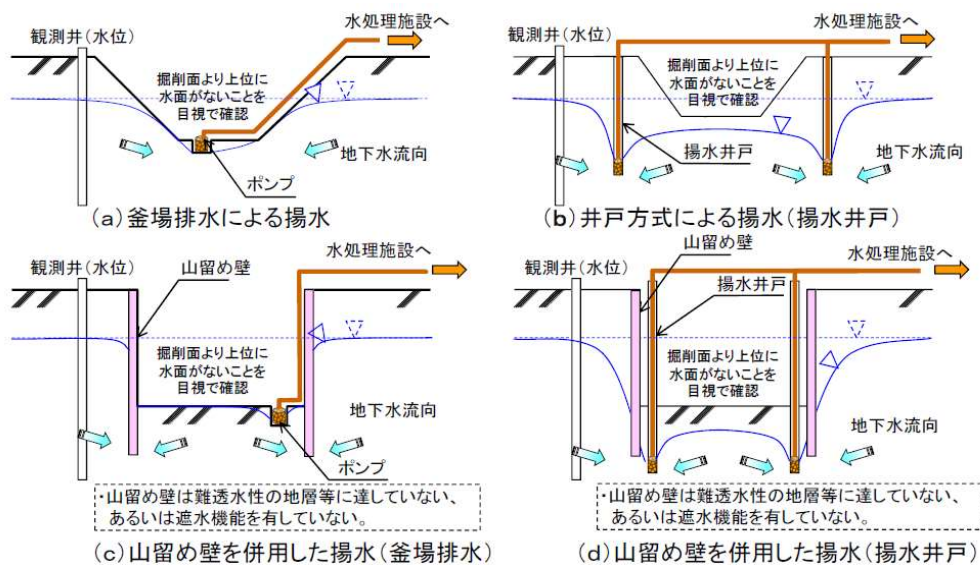


図 1.2.2 最も浅い帯水層の中での土地の形質の変更（平成 23 年環境省告示第 53 号）



＜地下水の水質の監視＞

地下水位の管理に加え、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更範囲の周縁に観測井戸を設置し、1回/月以上、形質の変更が終了するまで、地下水の水質に係るモニタリングを行う。

図 1.2.3 地下水位を管理して施工する方法（平成 23 年環境省告示第 54 号）

1.3. 詳細調査

詳細調査は、法で定められたものではないことから、土地利用や土壌汚染の状況等を考慮しつつ、基準不適合土壌の存在範囲（平面範囲及び深さ）を的確に把握できるように措置実施者が定めることができる。

土壌汚染状況調査から措置完了までの流れを図 1.3.1、詳細調査の内容を表 1.3.1 に示す。

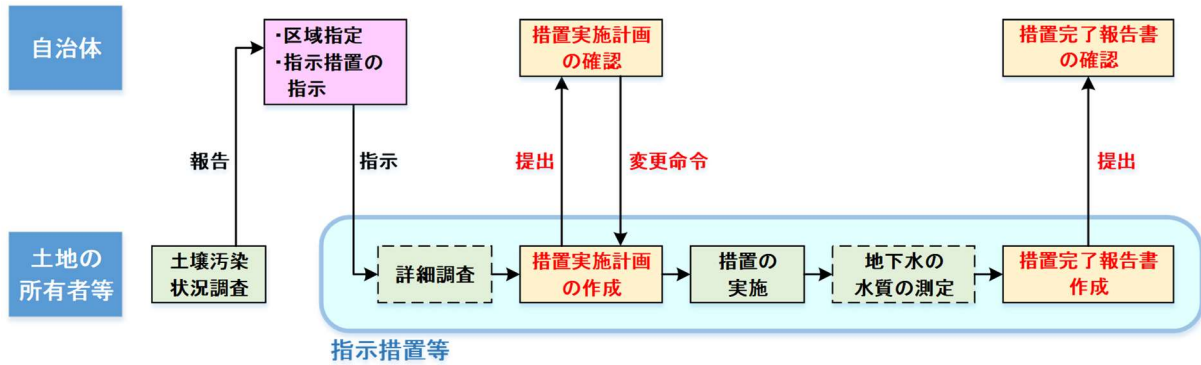


図 1.3.1 土壌汚染状況調査から措置完了までの流れ

表 1.3.1 詳細調査の内容

調査の目的		指定調査機関が実施する必要性	実施の有無
土壌汚染状況調査の追完		○	—
指示措置等の実施のための範囲を確定する調査	基準不適合土壌の範囲の把握（詳細調査）	—	○
	不透水層等の位置の把握	—	○
区域指定を解除するための調査		○	△
区域外に搬出しようとする土壌の調査		○	△
汚染の除去等の措置の実施に伴い法第14条を申請した場合の要措置区域等の解除を目的とした調査		—	△

備考：○は実施、△は今後実施を検討。

1.3.1 施工制限

土壌汚染対策工事の際は、掘削深度（対策下限）の1m以内に地下水が存在する区画は、「地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する方法」により行わなければならない（「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年5月19日公布・平成31年4月1日施行）」による）。

対策深度（汚染の深さ）は、汚染土壌を除去する深度であるため、対象とした区画によっては、鉛の含有量基準不適合土壌やふっ素の土壌溶出量基準不適合土壌と地下水が接することになる。土壌汚染対策法施行規則第53条第2号では、土地の形質の変更によって基準超過の土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が帯水層に接することにより新たな汚染の拡散（地下水経由等の摂取リスク）を防止するために施工制限を規定していることから、施工制限は土壌溶出量基準不適合土壌のみを取り扱う。

土壌溶出量基準不適合土壌が確認された F2-3 地点のボーリング調査時の孔内水位と対策深度を比較した結果、孔内水位は GL-4.16m、対策深度は土壌 GL-4.00～-6.50m であることから、施工制限がかかる。

また、これらの区画が要措置区域になる場合は、事前に施工規則第44条の申請（帯水層の深さに係る確認の申請）が必要となり、地下水位の観測の結果及び観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さを示さなければならない。

表 1.3.2 ボーリング調査時の孔内水位と対策深度の比較結果

区画名	面積 m ²	汚染深度 土壌 GL-m	対象 物質	掘削深さ GL-m	地下水位 GL-m	△H m
E1-8	55.6	1.50 ～ 4.00	Pb（含）	4.90	3.42	-1.48
F2-3	100.0	4.10 ～ 6.50	Pb（含）, F（溶）	6.70	4.16	-2.54
F2-5	100.0	2.30 ～ 4.00	F（溶）	4.20	3.15	-1.05
F2-6	65.7	3.70 ～ 4.50	Pb（含）	4.70	3.25	-1.45

1.3.2 地質状況と準不透水層

「平成23年度エネルギー回収推進施設整備に係る地質調査業務委託報告書」（平成24年2月、小山広域保健衛生組合）では、調査地（思川左岸の6箇所）で1箇所の深さ40～52mのボーリング調査を実施した。地質は、思川の氾濫堆積物である完新世の粘土・砂・砂礫層が上部に分布し、その下位に更新世の埋没段丘層を確認した。

土壌汚染対策範囲に近いD-D'断面では、GL-12m以深にシルトを主体とする洪積第1粘性土層（Dc1）があり、比較的連続性に富む地盤となっている。これを準不透水層とみなし、遮水壁を設置する計画とする。

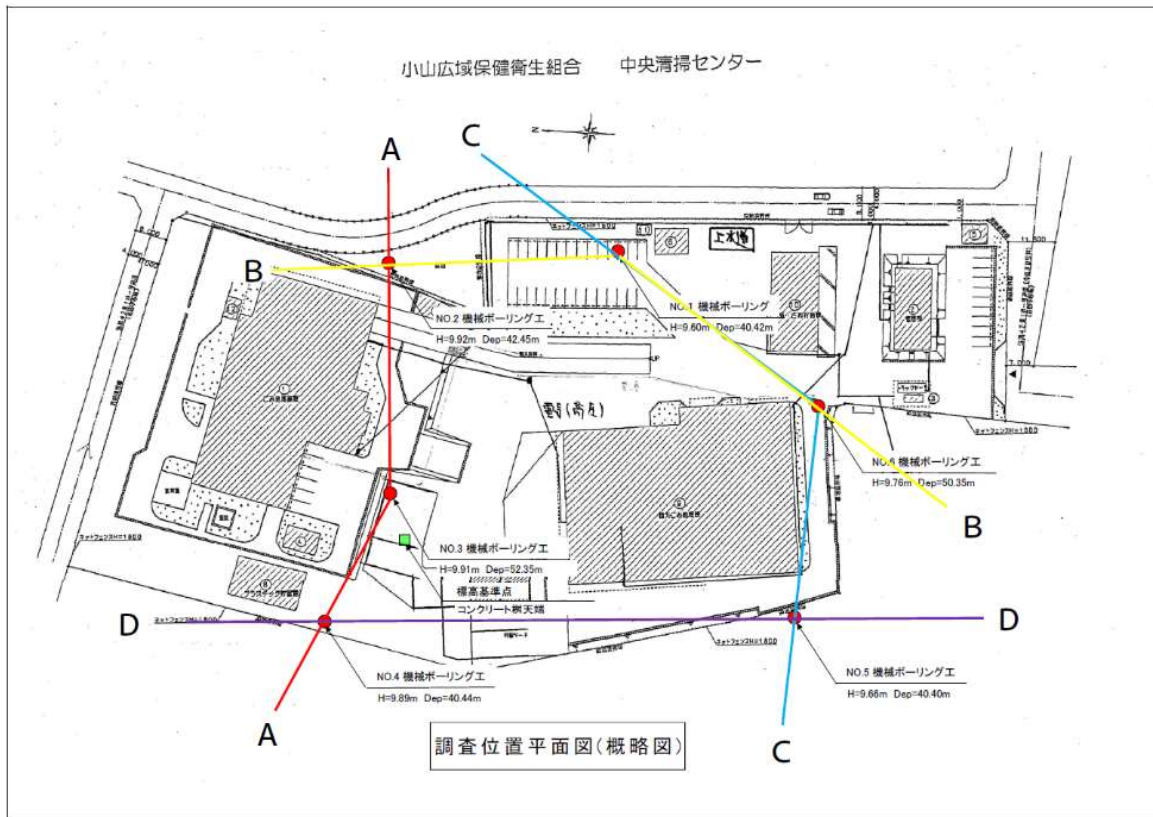


図 1.3.2 調査位置平面図

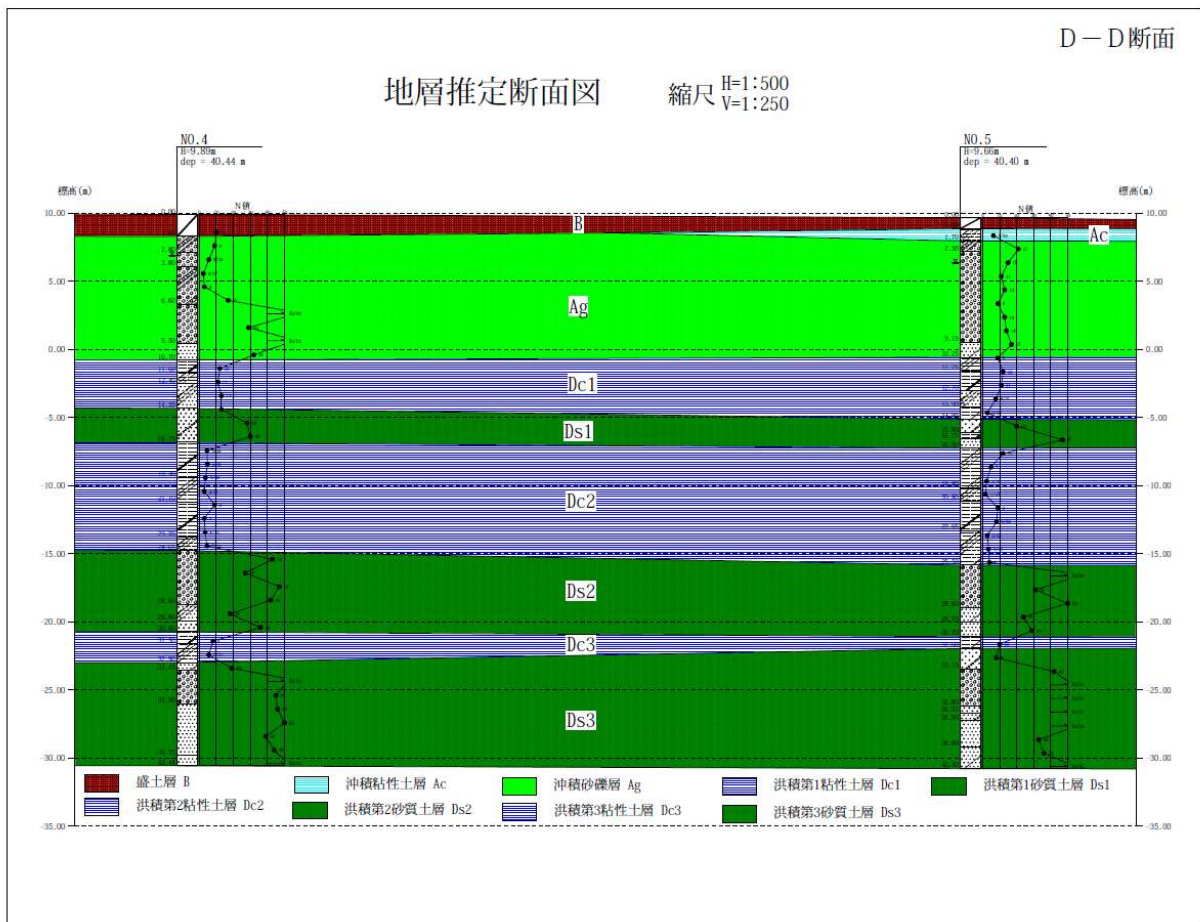


図 1.3.3 地質断面図 (D-D')

1.3.3 地下水汚染及び地下水流向

地下水調査結果では、地下水位等高線より地下水は概ね北から南に流動しているものと推察された。また、地下水質の結果を地下水流向図に重ね合わると、ふっ素濃度分布は地下水流向図と類似していることが確認された。

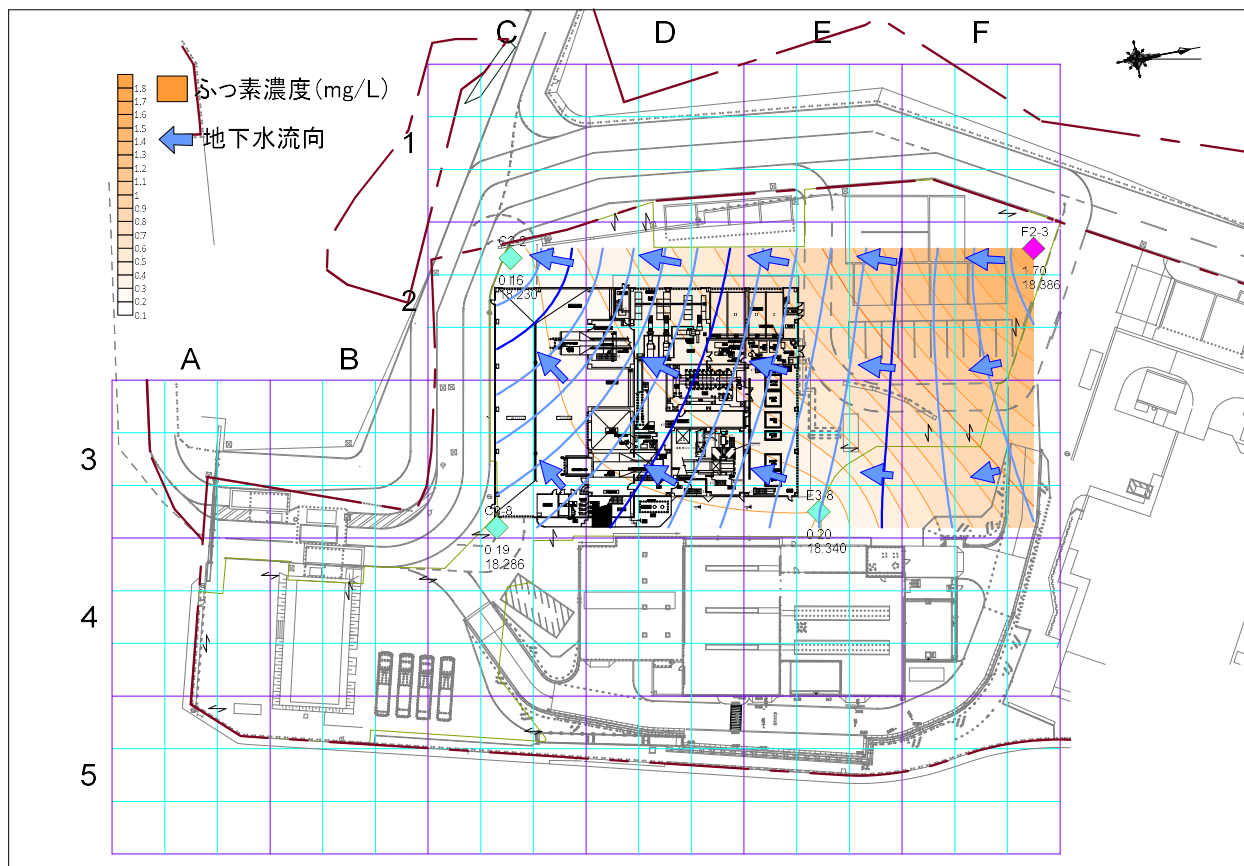


図 1.3.4 地下水流向図及びふっ素濃度分布図

本調査結果では、地下水汚染は埋設廃棄物及び直下の汚染土壌に起因しているものと考えられることから、土壌汚染が確認されている F2-3 区画、F2-5 区画について、汚染の除去等の措置を実施することにより、地下水濃度は低減することが期待される。

一方、当該単位区画は、地下水流向では上流側に当たるため、更に上流側に地下水汚染の原因となる廃棄物や汚染土壌が存在する場合には、地下水汚染を解消することは難しいものと考えられる。

1.3.4 目標地下水濃度

措置完了条件計算ツールは、環境省令第36条の2第13号別表第7の「目標土壌溶出量及び目標地下水濃度」を算出するための計算ツールであり、法第7条第1項の汚染除去等計画の作成の際に使用される。

土壌溶出量基準不適合に対する汚染の除去等の措置の完了は、暴露経路を遮断すればよいと考えられることから必ずしも対象地内での地下水基準適合を求めないこととした。そのため、措置の完了条件として、目標地下水濃度を設定した。

対象地の条件を計算シートに入力し、目標地下水濃度を計算した結果、ふっ素濃度は24mg/Lとなり、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることが確認された。

措置完了条件 計算シート

【区域情報】

文書番号 日本環境センター様からの委託報告書

状況調査報告書提出日 2019年12月6日

計算実施日 2019年12月6日

所在地 小山市大字塩沢576番地15

自由設定項目 ※この項目は項目タイトルを自由に設定することができます。

【入力値】

① 物質種類 ※ブルダウリストより対象物質を選択
ふっ素及びその化合物

② 帯水層 ※ブルダウリストより土質を選択
土質 砂礫

名称	記号	数値	単位	備考
厚さ	Sd	7	m	最大10m

③ 地形情報(動水勾配)

数値	単位
0.001	m/m

④ 距離

名称	記号	数値	単位	備考
評価地点までの距離	X	280	m	

⑤ 基準不適合土壌の大きさ

基準不適合土壌の幅	Sw	数値	単位
基準不適合土壌の長さ <td>SL</td> <td>10</td> <td>m</td>	SL	10	m

計算パラメーター

① 物質パラメーター

名称	記号	数値	単位
土壌-水分分配係数	Kd	-	L/kg
有機炭素分配係数	Koc	-	L/kg
半減期	T _{1/2}	-	y
縦分散長	α _x	28	m
横分散長	α _y	2.8	m
地下水基準		0.8	mg/L
第2溶出量基準		24	mg/L

② 土質パラメーター

名称	記号	数値	単位
透水係数	k	1.0E-04	m/s
有効間隙率	ne	0.2	m ³ /m ³
間隙率	n	0.4	m ³ /m ³
土粒子密度	ρ _s	2.7	t/m ³
乾燥土壌密度	ρ _d	1.62	t/m ³
有機性炭素含有率	foc	0.0005	g/g

③ 地形情報パラメーター

名称	記号	数値	単位
実流速	V _s	15.77	m/y
遅延係数	Rd	9.10	

【計算結果】

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標土壌溶出量 24 mg/L </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <目標地下水濃度> 24 mg/L </div>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[印刷用レポートへ](#)

図 1.3.5 措置完了条件（目標土壌溶出量・目標地下水濃度の計算）の計算結果

[汚染の除去等の措置の技術的基準の見直し（法第7条第4項、規則第40条第1項等）]

- これまで措置の完了がなかった地下水の水質の測定についても、5年間継続して測定しており、直近の2年間において年4回以上の測定を実施している場合で、「今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないこと」が確認された場合は、措置を完了できることとした。（措置完了後は形質変更時要届出区域に指定。）ただし、降雨による移動性が高い物質（六価クロム、砒素、ふっ素、ほう素、シアン、水銀（アルキル水銀を含む）、セレン、チウラム、シマジン、有機リン）が区域指定対象物質であり、降雨浸透がない土地（被覆されている土地）については今後地下水基準に適合しない又は目標地下水濃度を超えるおそれがないとは認められない。

1.3.5 掘削除去の方法

地下水低下工法 掘削除去の措置では、地下水がない場合はオープン掘削とし、地下水に触れる場合は「地下水質の監視を行いつつ、地下水位を管理する方法」（平成 31 年 4 月 1 日から、必ずしも準不透水層まで遮水壁の設置をしなくてもよい）により掘削を行う。

掘削方法 本対策工事については、最大の掘削深度が土壌 GL-6.50mであることから、掘削範囲の外周に沿って止水矢板（鋼矢板Ⅲ型、Ⅳ型）を準不透水層までパイプロにより圧入し、ディープウェルもしくは釜場排水により揚水して地下水位を下げる。揚水した排水は、近傍の水槽、濁水処理設備を経由して、場内の排水処理施設へ送水する。その後、掘削範囲の地下水位が掘削底面よりも1m以上低いことを確認した後に掘削を行うものとする。

運搬、処理・処分 掘削除去後は、汚染土壌運搬車両への直積みを原則とする。場外搬出までの移動は、全て敷鉄板上を原則とし、運搬方法は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 2.1 版）」（平成 28 年 6 月環境省）に基づいて、場外搬出を行う。

搬出先は、土壌汚染対策法における汚染土壌の処理業の許可を有する施設（汚染土壌処理施設）とし、運搬から処理、処分の過程は、汚染土壌管理票により管理する。

なお、汚染土壌の上部には埋土もしくは廃棄物が埋設されているため、これらは廃棄物処理法に基づき、運搬、処理・処分を行い、その過程はマニフェストにより管理する。

埋戻し 掘削箇所は、特定有害物質全項目の基準適合が確認された土壌（もしくは調査範囲内にある鉛の土壌含有量、ふっ素の土壌溶出量に適合した土壌）を用いて埋戻しを行う。

掘削除去の措置後、基準不適合土壌のあった場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁に観測井戸を1箇所設置し、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを1回確認する。

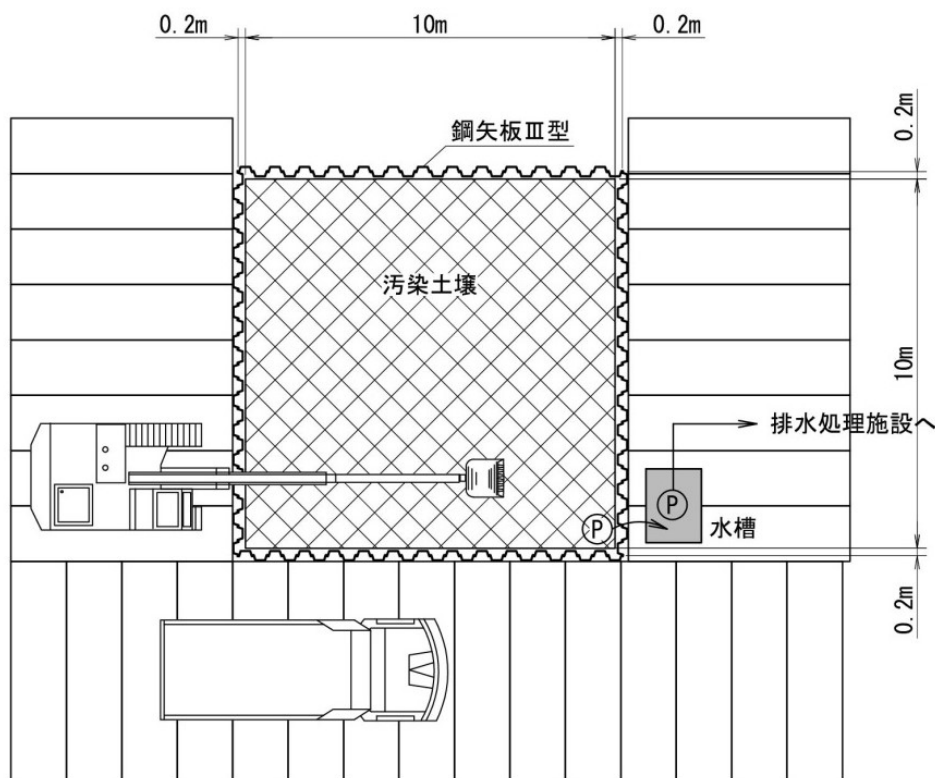


図 1.3.6 土地の形質の変更の施工方法を示した図面

1.4. 措置の解除

都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部の指定の解除を行う（法第 6 条 4 項）。また、形質変更時要届出区域においては、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、その全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、その全部又は一部の指定の解除を行う（法第 11 条 2 項）。

措置実施者は、指定の解除を希望する場合、措置が技術的基準に示された要件を満たしたことを自ら確認した上で措置完了報告書を作成し、都道府県知事に報告し、都道府県知事に措置が技術的基準に示された要件を満たしたこと及び指定の事由がなくなつたことを確認してもらわなければならない。都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、要措置区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたことを確認するとともに、当該完了報告書に記載された事項と、当初計画されていた措置の実施内容の整合性を確認することにより、措置が適正に完了したことを確認する。

形質変更時要届出区域における区域解除の流れを図 1.4.1、措置の種類ごとに添付することが望ましい資料及び記載内容（例）を表 1.4.1 に示す。

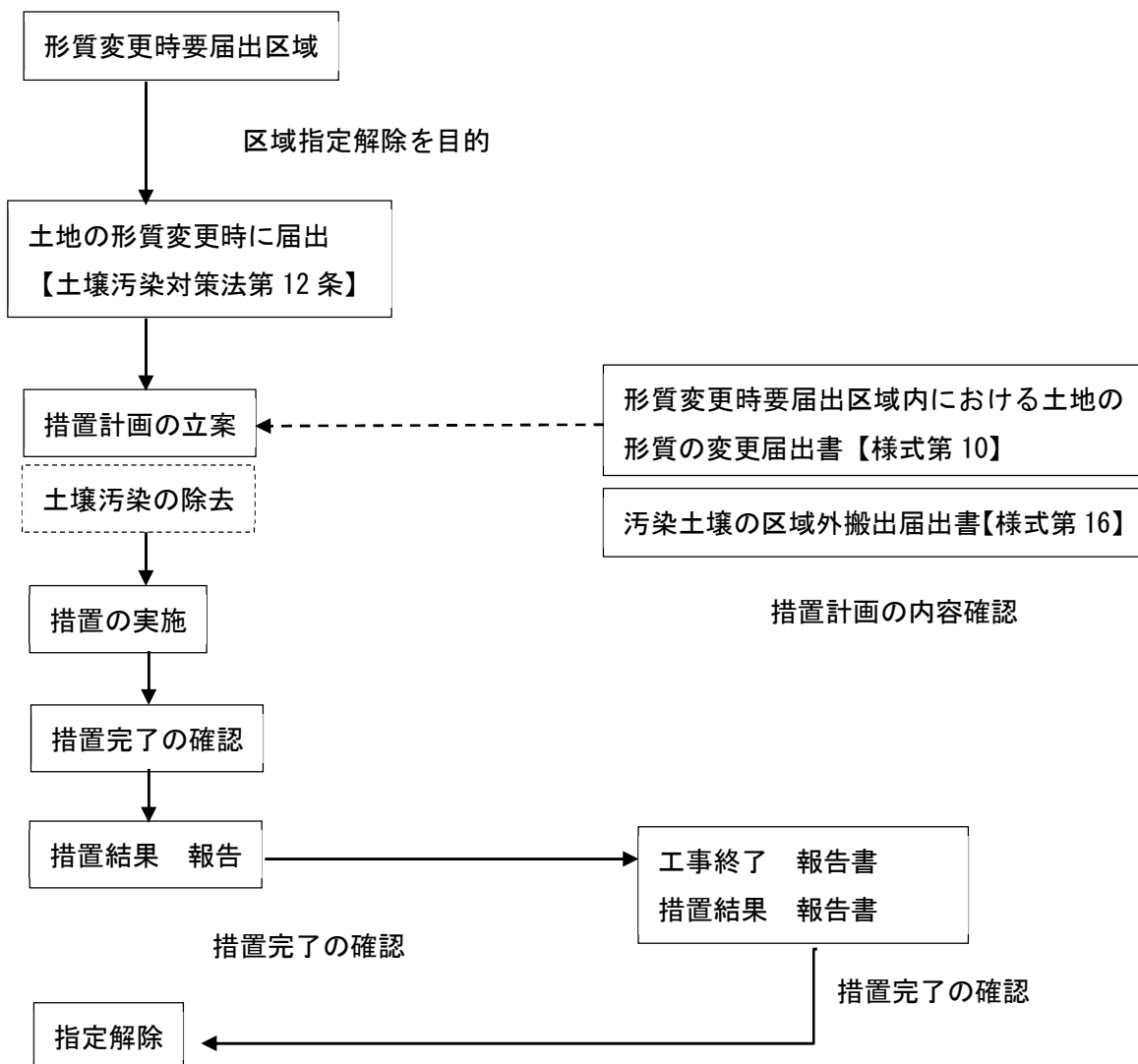


図 1.4.1 形質変更時要届出区域における区域解除の流れ

表 1.4.1 措置の種類ごとに添付することが望ましい資料及び記載内容（例）

掘削除去	1. 工事終了報告書	
	添付資料	記載あるいは示すことが望ましい内容
	①詳細調査報告書 ②措置計画書 ③掘削面管理のための試料の分析結果(必要な場合)	・ 土壌汚染の場所及び当該範囲内における土壌汚染の深さが詳細調査等により明らかにされていること
	④埋め戻し土壌の分析結果	・ 埋め戻し土壌は、掘削した土壌から特定有害物質を除去した土壌、又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合した土壌であること
	⑤工事終了図面 ⑥現場写真	・ 詳細調査等により確認された掘削場所の土壌が確実に除去されたことを示す測量記録及び現場写真であること ・ 上記除去された土壌が適正に搬出されていることを示す搬出記録及び現場写真であること ・ 埋め戻しが適切に行われたことを示す現場写真であること ・ 措置計画の変更があったときは、その変更理由が措置目的に合っていること、また、妥当なものであること
	⑦措置に伴う施設*2の設置状況(設置した場合)	・ 措置に伴う施設*2を設置した場合、適切な汚染拡散防止のための措置が施されていること
	⑧管理票(要措置区域等外へ基準不適合土壌を搬出した場合)	・ 運搬基準通知に従い周辺の環境にも配慮し適正に、搬出・運搬が行われたこと、及び当該通知に示された確認方法に従ったこと
	⑨処理報告書(要措置区域等外へ基準不適合土壌を搬出した場合)	・ 処理基準通知に従い周辺の環境にも配慮し適正に、処理が行われたこと
	⑩地下水観測井の設置状況及び地下水の水質等の測定計画(土壌溶出量基準不適合の要措置区域等の場合)	・ 土壌溶出量基準不適合の要措置区域等にあつては、掘削除去を行った区域の1箇所以上に観測井を設けていること
	⑪その他	・ 都道府県知事による立入検査等において指導が行われたときは、その指示に従ったこと
	2. 措置完了報告書	
	添付資料	記載あるいは示すことが望ましい内容
	①工事終了報告書	・ 工事が終了したこと(上記1の内容も含む)
	②地下水の水質分析結果(土壌溶出量基準不適合の要措置区域等)	・ 土壌溶出量基準に適合しない要措置区域等にあつては、設置された観測井において地下水の水質を1年に定期的に4回以上測定し、地下水汚染のない状態が2年間継続していること(ただし、措置実施前に地下水汚染が発生していない場合には、1回の測定)
	③措置に伴う施設*2撤去後の土壌分析結果	・ 措置に伴う施設*2を設置した場合、その撤去後当該施設に起因した土壌汚染が生じていないこと
④その他	・ 工事終了後、措置計画に変更がある場合、変更内容が措置目的に合ったものであること	

*2 基準不適合土壌を要措置区域等と一筆であるなど要措置区域等内の土地の所有者等と同一の者が所有等をする当該要措置区域等に隣接する土地に一時的な保管、特定有害物質の除去等を行い、再度、当該要措置区域等内に当該土壌を埋め戻すことを目的とする施設等